

小布施町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1 取組目的

当町は、令和3年4月に小布施町耐震改修促進計画を改定し、令和7年度における住宅の目標耐震化率を92%として、一層の耐震化の推進を図ることとしました。

目標の達成に向けて、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）で建築された住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらうため、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

2 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、小布施町内全域とする。

3 対象建築物

アクションプログラムの対象建築物は、建築基準法における新耐震基準(昭和56年6月1日施行)より前に新築工事に着手した個人の木造住宅とする。

4 計画期間

耐震化率92%に向けて、令和3年度から7年度までの5年間を、耐震化促進を緊急的に実施する期間とする。ただし、社会経済状況や関連計画の改定、本アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直し等を行う。

5 取組内容

(1) 住宅の所有者に対する直接的な耐震化促進

- ・固定資産税・都市計画税納付通知書に「耐震診断・改修に関するお知らせ」を記載し送付する。

(2) 耐震診断者に対する耐震化促進

- ・町の耐震診断士派遣事業において耐震診断を実施した所有者に対し、耐震診断の結果を説明するとともに、耐震化の意識啓発及び補助制度の説明を行う。
- ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、住宅の耐震化の意識啓発及び情報提供を行う。

(3) 耐震改修事業者の技術力向上に関わる取組

- ・アクションプログラムを総合的に推進するため、県及び関係団体と連携し、所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できるよう、講習会の開催及び改修事業者等のリストを作成し公表する。

(4) 町民への周知啓発

- ・耐震改修に係る町の補助制度等について、町のホームページや広報誌等に記載し、町民に広く周知する。
- ・町民を対象にした、耐震化促進に関する情報提供及び相談会等を行う。
- ・耐震改修に関する町のリーフレットを作成し、窓口に設置する。

6 関係団体との連携

戸別訪問及びその他の普及啓発活動において、長野県と連携して活動に取り組む。

7 実績の公表

耐震診断実績件数及び耐震改修補強工事实績件数を町のホームページにより公表する。